「大館市政だより」
第五十五号
（毎月一回発行）
大館市役所
発行所　秋田県大館市
編集兼発行人
田村正六

[illegible]を[illegible]しよう

昼間外燈がついていると間抜けた感じで見苦しく電球も弱り、電力も無駄です。朝に消し、夕べに点燈するよう皆んなで心掛けましょう。

規則制定後初の 行政協力員の推せん

明るく楽しい共同生活のために

推せんは住民の總意で

市では、市政の円滑な遂行と行政能率の向上を図るため市役所（支所、出張所を含む）と市民の皆さんとの間に立つて、市からの連絡事項を伝達して頂いたり、通知書、報告書などの配付や取集め、或は、市政に対する苦情を取次いで頂くため従来から各町内部落ごとに協力員を委嘱して明るく楽しい共同生活の実現に努めていますが、今まで、この協力員制度は、慣例によつて踏習し、何んらの成文化した基準や規定をもつていなかつたので、仮に不都合なことがあつても、解決のより処がないことや、組織があるのに規定がないといつた不合理を是正するため、行政協力員規則を設けることになり大館市規則第十号として、昨年七月一日公布施行されました。この規則の全文は本年一月号市政だよりに掲載しましたが、この規則に定める附則の経過規定によつて、現任協力員の任期が、この三月三十一日を以て満了することになるので町内又は部落の皆さんから、この規則制定後初の推せんをお願いすることになりました。行政協力員の推せんは、町内部落民の総意を素直に反映した方法（即ち直接又は間接選挙）によつて推せんされた方を、市長が委嘱することになつています。市では推せんを行うためつ会合やその運び方などについての世話人として現任協力員が当り四月五日までで市長宛推せんして下さるよう依頼しておりますから宜しく御協力下さい。

参考まで行政協力員設置規則の概要をみますと

▽目的＝市政の円滑な運営と行政能率の向上を図る

▽設置基準＝市長の定める区域ごとに一名、一区域は凡そ三〇～一〇〇世帯程度

▽委嘱の方法＝区域内住民の推せんにより、市長が委嘱する。推せんの方法は住民の総意を反映できるよう直接又は間接選挙による

▽任期＝二年、再任を妨げない。

▽職務＝①諸調査書、報告書通知書などの配付取まとめ②周知事項の伝達③区域内住民の市政に関する苦情の取次ぎ。以上に関することの外④市長が必要と認める事務

▽世話人の委嘱＝行政協力員はその担当事務の効果を挙げるため世帯の群（概ね十五世帯）ごとに世話人を委嘱することができる。

▽平等扱の原則＝区域内の住民が任意に組織した団体（町内会、部落会など）に加入していない住民に対しても市長の委嘱した事務については差別的な取扱いによる不利益を与えてはならない。

以上のようになつています。市の行政が迅速、適確に市民の皆さんに浸透し、また、皆さんの苦情や意見もよく取次いで頂け、市の行政がより円滑に能率的になるように、行政協力員の推せんを通じて御協力下さい。

春の息吹

戦後お天とう様がどうなつたものか、年々雪が少なくなつてくる。

雪がなくて困つている人もあれば、また雪なんかいらないと喜んでいる人もある。

世間では、ソ連の海峡封鎖による海流の変化だとか……人口増加で大気中の炭酸ガスがふえ太陽熱の吸収が多くなつたとか石炭消費量の多いことでもわかるとか……

原水爆の実験で大気中のチリがふえ、熱の放出がさえぎられたとか、科学的なところで周期説だとか……

まあまあ、さまざまである。

何れにしても、雪の少ないことは見るとおりで、季節はずれの蕗のとうも、顔を出したり、ひつこめたり……

といつたこの冬は二月で、春たけなわの感だが、それでも春は遅いという予報……

雪が少なければ、水も不足になるだろうと、農家も複雑な面もち。

川原のネコ柳も、ふつくらとして、春のぬくもりを感じさせるが、雪どけの流水はやはり、じーんと、しみるように冷たい。

定例市議會

市議会三月定例会は，去る四日開会，三十一日までの28日間に亘り審議，議決を行うことになりました。日程▼5—11日休会（委員会開会）▼12日本会議再開▼13—16日休会▼17日本会議再開（一般質問）▼18—24日休会（委員会開会）▼25日本会議再開▼26—30日休会（委員会開会）▼25日本会議再開▼26—30日休会（委員会開会）▼31日本会議再開（委員長報告，質疑討論，採決，閉会）なお本定例会に提出を予定される案件は59件で，概要次の通り。

◆上水道事業費継続年期及び支出方法書の変更◆専決処分の承認2件◆昭和31年度決算の認定（一般，特別会計）8件◆国保事業状況報告の認定◆市条例の一部改正8件（土地改良事業調査設計委託手数料，消防職員，定員市営住宅管理，公民館条例，同使用条例，特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償，市税条例，市職員退職手当）◆条例の制定6件（他の地方公共団体と市の退職年金及び一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例，財産及び営造物に関する条例，農業委員会農業振興部会委員定数条例，市簡易共用林野運営に関する条例，市新市建設審議会条例，契約条例）◆売買契約の締結6件◆土地処分◆契約方法について同意2件◆道路計画取消事件の応訴◆橋梁架設事業費継続年期及支出方法（二井田大橋，大滝橋…変更）◆財政再建計画変更◆一時借入2件◆◆昭和33年度予算（一般，特別会計）9件◆昭和32年度追加更正予算(一般，特別会計）9件

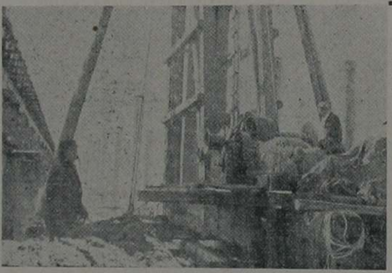

二井田大橋の架替え杭打工事は、大同コンクリート工業株式会社の手で進めていますが、融雪による増水を前に目下大車輪、工事は順調で、この十日頃には予定通り完了する。杭打工事の完了とともに上部工に着手の手筈で本年七月には新装なつて永久橋としてお目みえする。（写真は槌音高く千貫モンキーを打おろす工事現場）

温泉開発

有望な 六号ボーリング

市では温泉開発を進めていますが、昭和三十一年二月労災病院専用のボーリングに成功（二五〇米、泉温七〇度Ｃ毎分一石二斗）したのを手はじめに、昨年十二月来ボーリングを進めていた大滝六号泉は、目下二五〇米、孔底温六十六度Ｃに達し、非常に有望で、ボーリング関係者に期待されています。

この六号泉の成功によつては大滝駅前一帯を温泉郷として拡大発展できるので、その期待も大きいわけです。

また、市では泉源の開発と同時に、大滝温泉をさらに発展させるためには〝泉源統一〟の必要性が痛感されるところから、既設の五号泉、ボーリング中の[illegible]らには軽井沢自噴井の三泉源を統一し施設の改良と湯の適切な供給貸を構ずることに努力していますが、昭和三十二年度事業として行われる共同浴場の新設により事実上統一の運びとなるので、目下設計を急ぎ融雪と同時に着手することになりました。

さらに、これとは別に、昨年来、多くの候補地に優先して、大館誘致に努力していた秋田県町村職員共済組合保養所の新設も、工費二千万余を投じてこの春着工、八月には完成の運びとなつており、これにより全県下の市町村職員が憩の地としての大滝を訪れるわけで、観光資源の開発に大きな役割を果すことになります。また一面、この地区には民間投資によるレクリエーション・センター化の動きも活発となつており、めざましい発展が約束されています。

公明選挙推進 協議会誕生

公明選挙運動が全国的に展開されてから七年になりますいうまでもなく、この運動は、選挙の公正と明朗、更には政治常識の向上を図ろうとするもので、漸次一般に浸透されてきていることは喜ばしいことです。しかし、戦後十余年間における選挙をふりかえつてみますと、残念ながら違反事件が後を絶つておらずこの点では、必ずしも、選挙の自由と公正が確保されたといえ得ない実情であるというので、去る二月十七日、大館市公明選挙推進協議会が設立されました。これは自主的な盛り上りによつて結成されたもので、運営委員として次の方々が選ばれました。

（順不同）伊藤経雄、渡辺勝蔵、三浦久雄、高清水清八、越姓玄恵、一関国郎、野口弘、畠山久、猪又正幸近藤敏男、斎藤久、虻川久男、近藤昭一、花田昭、鳴海文一、岡本フツ、小田けい、石田チメ、高清水直子和田京、一関とく、秦かつ子、釜谷キワ、古内卯一郎菊地民治、佐藤敬治

本年は、二大政党の成立以来はじめての衆議院議員総選挙が予想されており、さらに明春は参議院議員及び地方大選挙が行われる年であります。協議会の活動をたすけて、皆んなで明るい[illegible]ましょう。

官庁街に 新たな偉容

大館検察庁及び労働基準監督署の庁舎建築については、かねてより中央関係筋と折衝を重ねておりましたが、このほど話合いがまとまり三十三年度国家予算に計上の運びとなりましたので、早やければ五月頃には着工できるものとみられ、官庁街に新たな偉姿を加える日も間近かく、関係者をよろこばせています。

市勢欄は綴られていますか？

「市勢」欄は大館市の姿を数字で見ていただくことによつて、お子さん方の学習の参考に、或は地域社会大館の考察の資に供しようとして始めたもので、既に一〇頁となりました。これは、凡そ六〇～八〇頁の市の統計書として完成し、その後は逐次資料の更新（加除）を行つてゆくものです。市勢要覧は、市民のためにこそなければならないと思いますが、毎戸に市勢要覧を配付することは不可能事であるので、そこから考え出したのがこの方法です。一面からみて、左側の余白を綴込の部分に残し上下と右側を点線の外側からハサミで切り取つて毎号綴つてゆくことにより、手製の市勢要覧ができるという方法です。大切なスペースを割いての試みですから、最後の頁まで大切に保管下さるとともに、皆さんの御意見、御批判などお聞かせ戴ければ幸いです。

市勢

—⑨—

世帯数と人口の推移

昭和22年は臨時国勢調査（10月）
昭和23年常住人口調査（8月）

区分		昭22	昭23	昭24	昭25	昭26	昭27	昭28	昭29	昭30	昭31	昭32
現在市域での推移	世帯数	8658	8830	9002	9174	9299	9425	9456	9286	10019	10156	10489
	人口	49472	51144	51395	52359	52782	53061	53167	53274	55790	57714	58931
市世帯人口の推移	世帯数	4376	4397	4492	4587	5807	5875	5913	5745	10019	10156	10489
	人口	22021	22524	22984	23444	30488	30358	30559	30759	55790	57714	58908

昭和25．30年は国勢調査(10月）同27年は住民登録人口調査(7月）同29年(10頁へ)

毎月の統計

世帯と人口　（住民登録2月1日現在）　世帯数 10,536
人口 59,165
男 29,304　女 29·861

1月の人口動態と戸籍統計
出生 133　死亡 42　転入 155
転出 147　婚姻 105　離婚 10
養子縁組 6　同離縁 1

職業分類別従業上の地位別就業者数

昭和30年国勢調査

職業大分類	総数			業主		単独の業主		家族従業者		民間雇用者		官公雇用者	
	総数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	21737	13869	7868	655	131	3890	782	2280	4090	5286	2068	1758	797
農業者，林業者及び類似従事者	9333	4937	4396	132	20	2593	407	1875	3697	188	238	149	34
漁業者及び類似従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
採鉱，採石及び類似従事者	217	207	10	—	—	5	—	4	2	192	7	6	1
運輸機関運転従事者	718	665	53	3	1	17	—	5	—	606	51	34	1
製造修理従事者	2732	2397	335	211	10	523	53	164	55	1482	214	17	3
その他の生産従事者	1883	1573	310	19	1	52	2	25	4	1148	223	329	80
専門的技術的職業従事者	1139	618	521	30	4	47	18	5	4	120	75	416	420
管理的職業従事者	424	399	25	41	7	3	1	—	—	273	11	82	6
事務従事者	1868	1381	487	8	—	12	3	15	6	754	311	592	167
販売及び類似従事者	2066	1298	768	155	44	597	237	166	243	380	244	—	—
サービス職業従事者	1357	394	963	56	44	41	61	21	79	143	694	133	85